

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

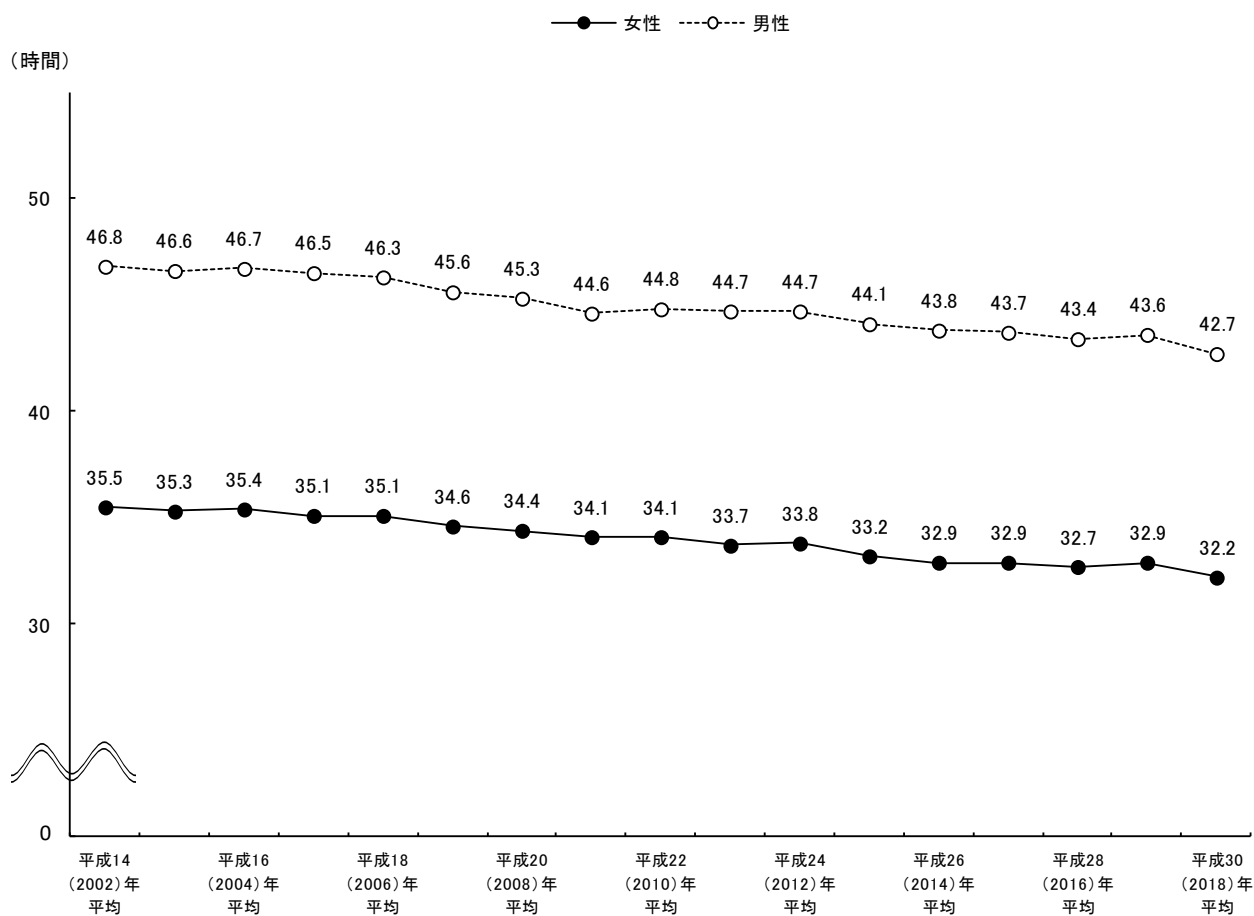
領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

Ⅱ－１ 働き方の見直し

１．労働者の平均週間就業時間

平均週間就業時間は男女とも緩やかに減少している。平成 30（2018）年平均で女性は 32.2 時間、男性は 42.7 時間である。

図表Ⅱ－１－１ 労働者の平均週間就業時間の推移（全国）



注：平成 23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

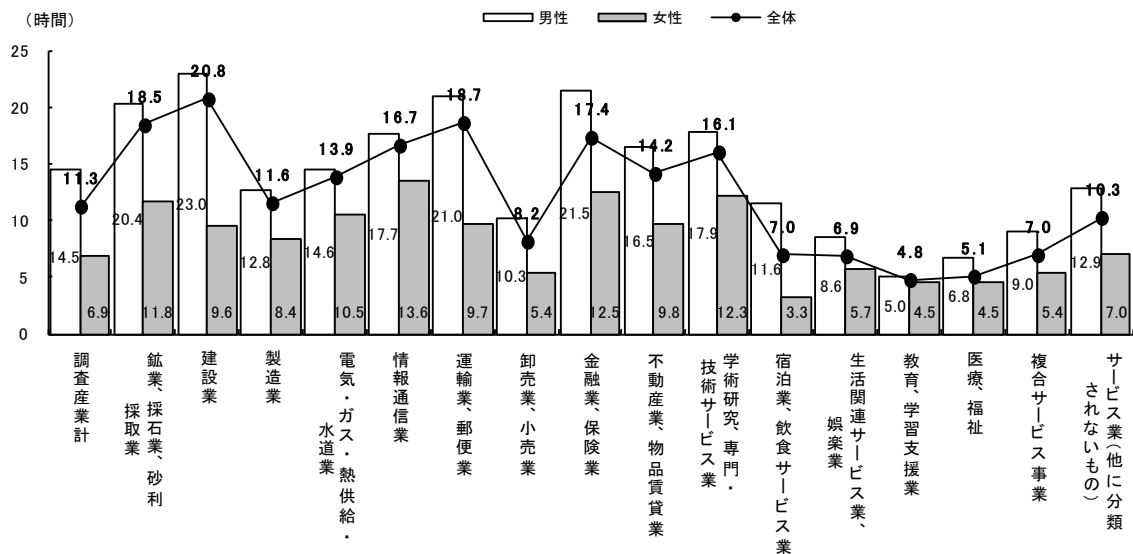
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成 30 年平均）

2. 所定外労働時間の状況

月間所定外労働時間（残業時間）は、都では男性が 14.5 時間、女性が 6.9 時間、全国では男性が 15.3 時間、女性が 5.7 時間であり、都・全国とも男性が女性を大きく上回っている。
産業別にみると、都では、男性は「建設業」が最も長く 23.0 時間、女性は「情報通信業」が最も長く 13.6 時間となっている。全国では、男性は「運輸業、郵便業」が最も長く 27.9 時間、女性は「情報通信業」が最も長く 12.2 時間となっている。

図表Ⅱ－１－２ 月間所定外労働時間の状況（都・全国）

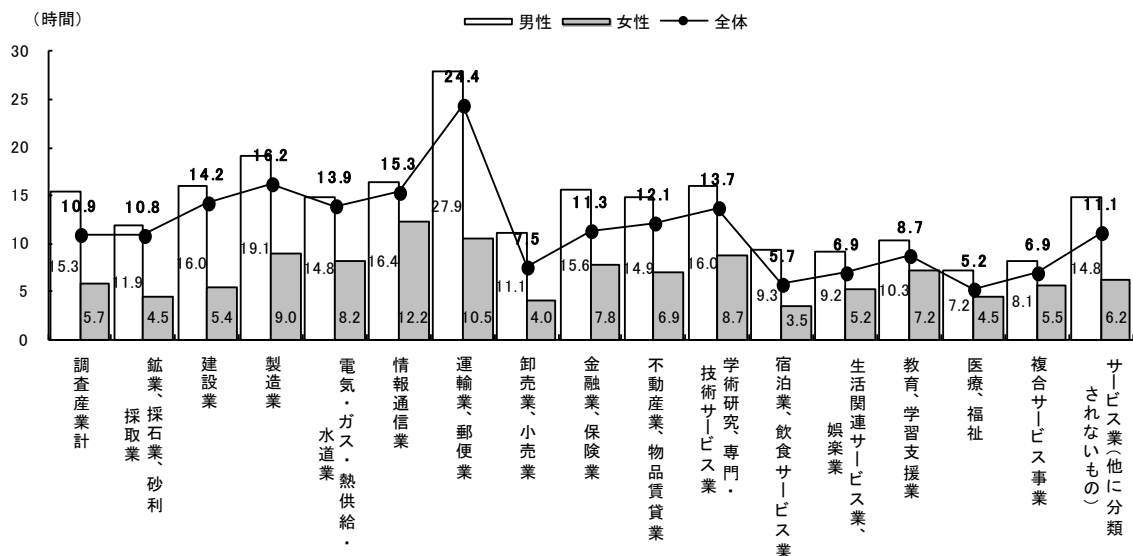
<都>



注：鉱業、採石業、砂利採取業は 28 年データがないため、平成 26 年の数字

資料：東京都総務局「東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き ー毎月勤労統計調査地方調査結果ー」（平成 29 年）

<全国>



注 1：対象は 5 人以上の事業所

注 2：数値は年平均

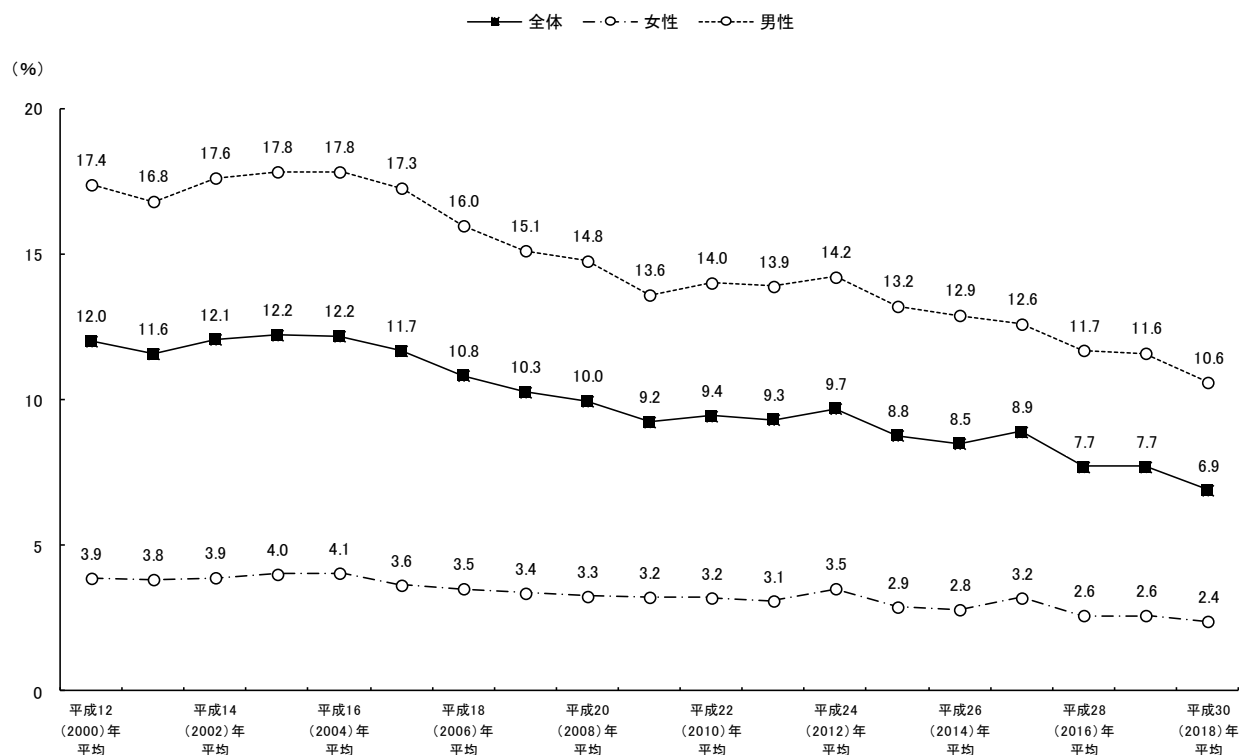
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成 29 年平均）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

3. 週 60 時間以上就業する労働者の状況

週 60 時間以上就業する雇用者の割合は、平成 30 年 (2018) で男性 10.6%、女性 2.4%、全体で 6.9% である。平成 15 (2003) 年まで上昇傾向がみられたが、平成 17 (2005) 年以降は減少傾向にある。年齢階級別では、男性 30 代と男性 40 代で割合が高くなっている。

図表Ⅱ－１－３－１ 週 60 時間以上就業する雇用者の割合（全国）



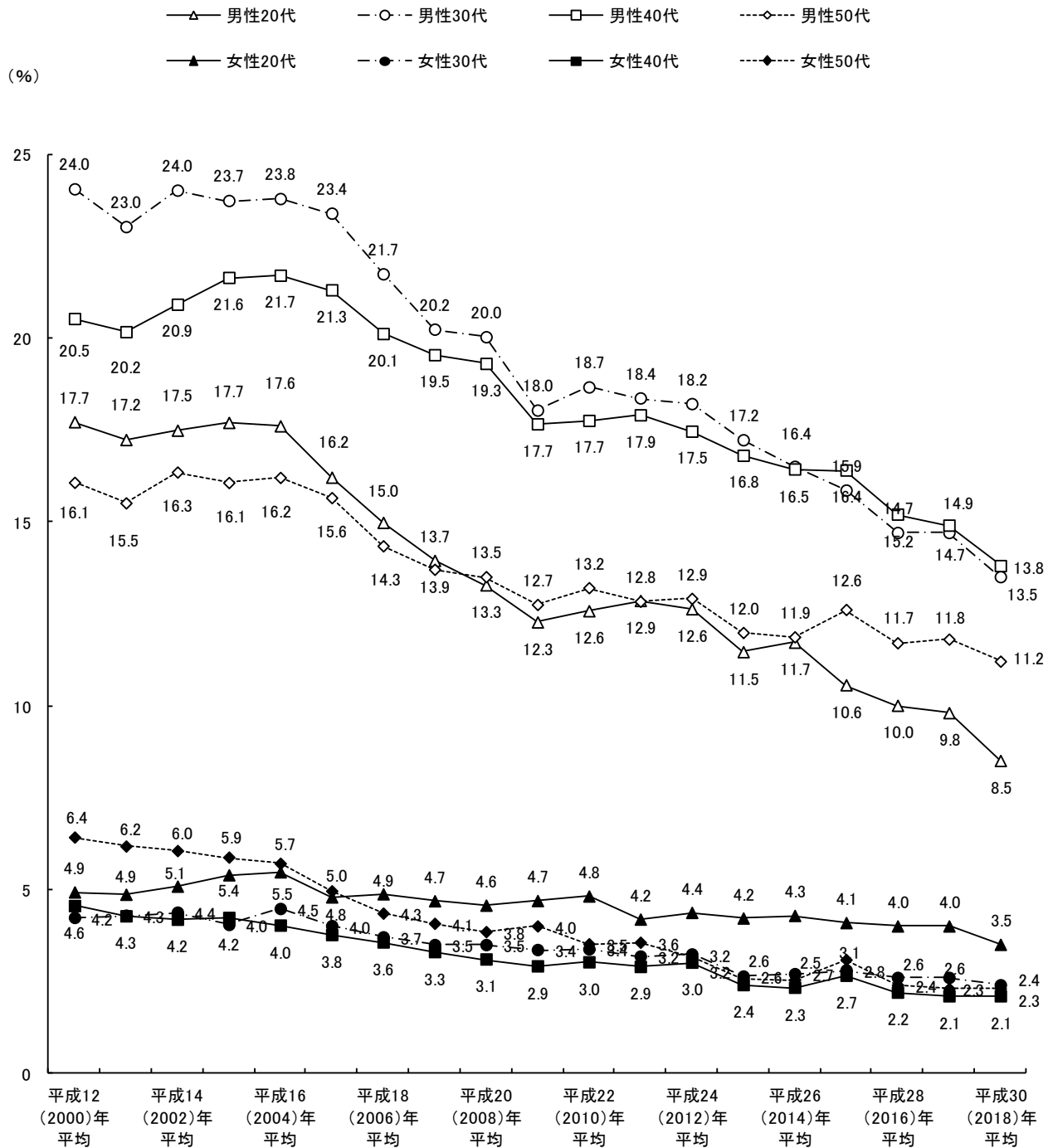
＜参考＞新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針(仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 22 年 6 月決定)」の中で、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 10% (2008 年) から 5 割減に (2020 年) することを数値目標として掲げている。

注 1：休業者を除く非農林業就業者の数値である。

注 2：平成 23 (2011) 年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成 30 年平均）

図表Ⅱ－１－３－２ 年代別週60時間以上就業する雇用者の割合（全国）



注1：休業者を除く非農林業就業者の数値である。

注2：平成23（2011）年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

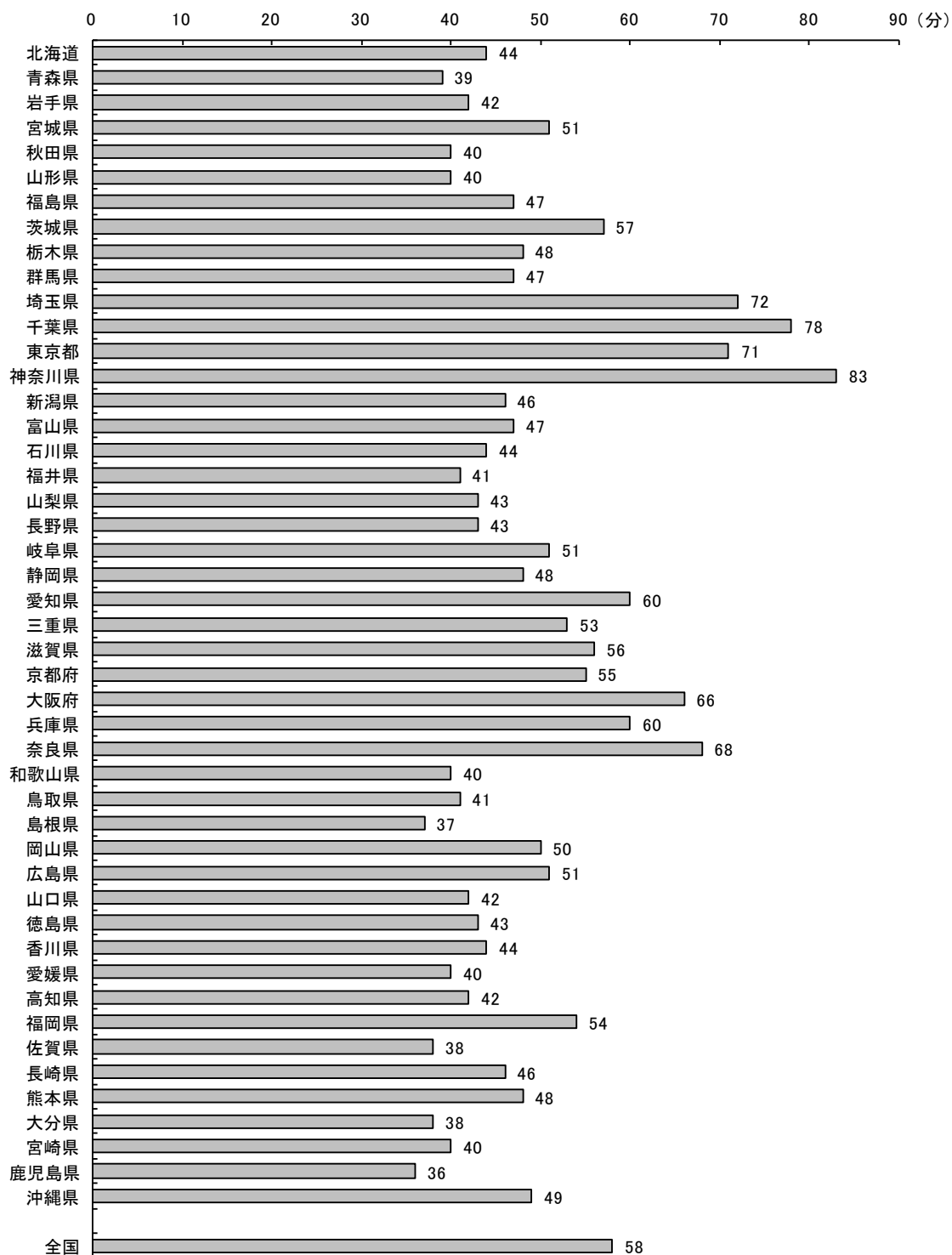
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」（平成30年平均）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

4. 有業者の平日の平均通勤時間

有業者の平日の平均通勤時間を都道府県別にみると、東京都は71分と、神奈川県、千葉県、埼玉県に次いで4番目に長く、全国平均の58分を大きく上回っている。

図表Ⅱ－１－４ 都道府県別に見た有業者の平日の平均通勤時間

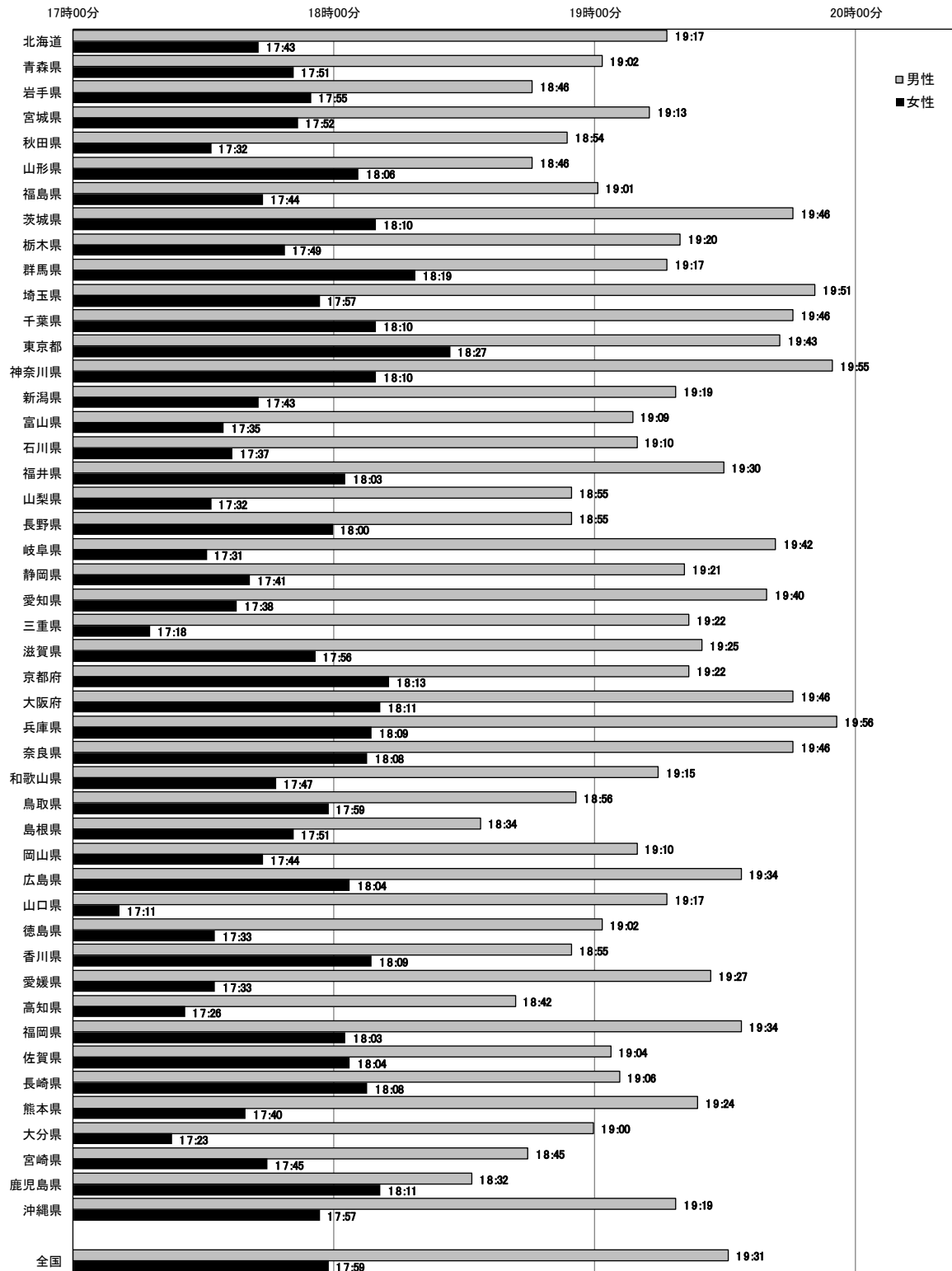


資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」

5. 有業者の平日の平均帰宅時間

有業者の平日の平均帰宅時間は、都が男性 19 時 43 分、女性 18 時 27 分、全国が男性 19 時 31 分、17 時 59 分である。都の男性の平均帰宅時間は全国で 8 番目に遅く、女性は最も遅い。

図表Ⅱ－１－５ 都道府県別に見た有業者の平日の平均帰宅時間



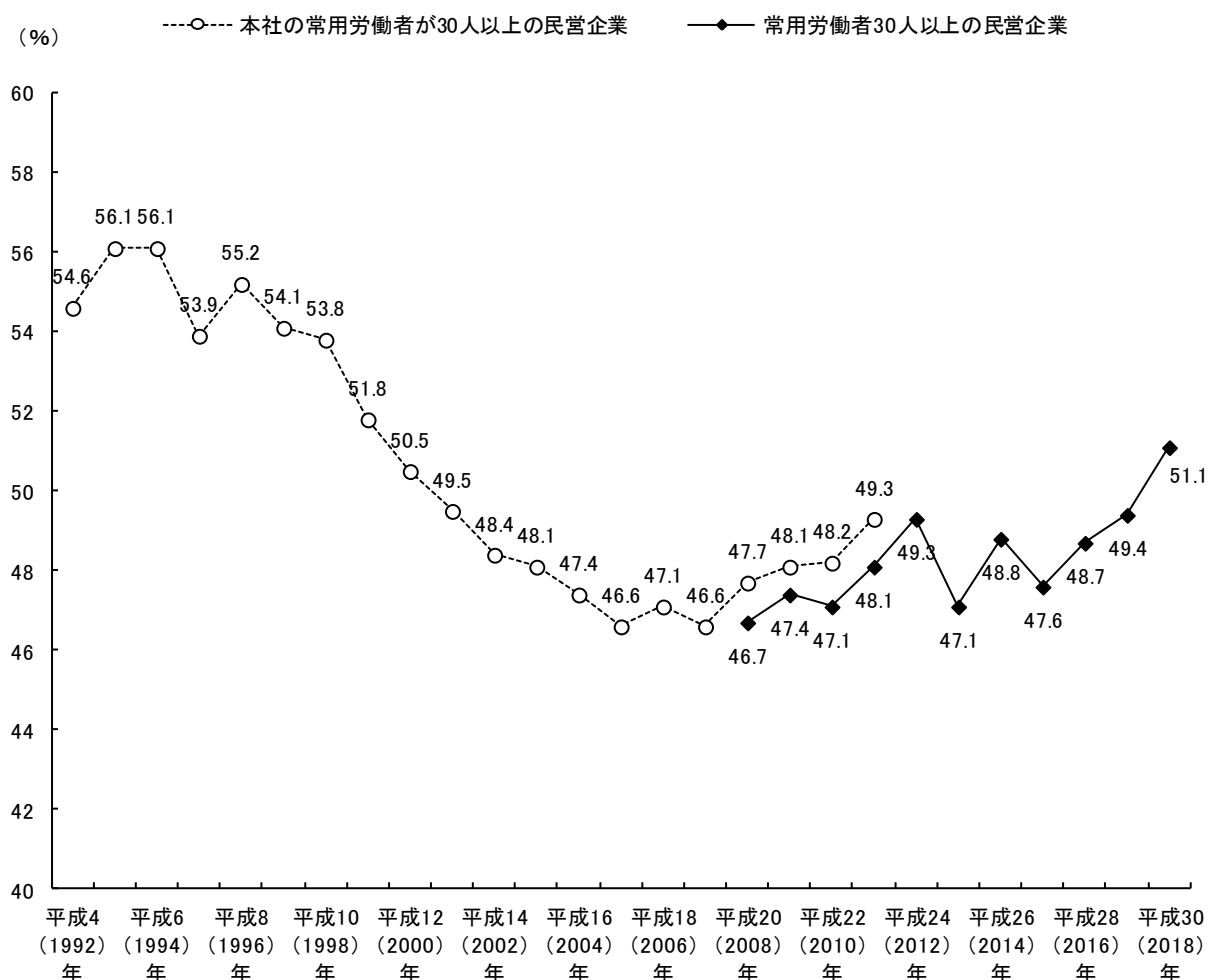
資料：総務省「平成 28 年社会生活基本調査」

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

6. 年次有給休暇の取得率

全国の労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率は、平成 8（1996）年の 55.2%から平成 17（2005）年と平成 19（2007）年の 46.6%まで減少傾向にあったが、その後は増減を繰り返しながら増加基調にあり、平成 30 年（2018）年は 51.1%となっている。

図表Ⅱ－1－6 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率の推移（全国）



＜参考＞新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針(仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 22 年 6 月決定)」の中で、年次有給休暇取得率を平成 32（2020）年に 70%とすることを数値目標として掲げている。

注 1：平成 12（2000）年に「賃金労働時間制度等総合調査」から名称を「就労条件総合調査」と改め、調査対象期日を 12 月末日現在から 1 月 1 日現在に変更した。

注 2：「取得率」は、取得日数／付与日数×100（%）である。

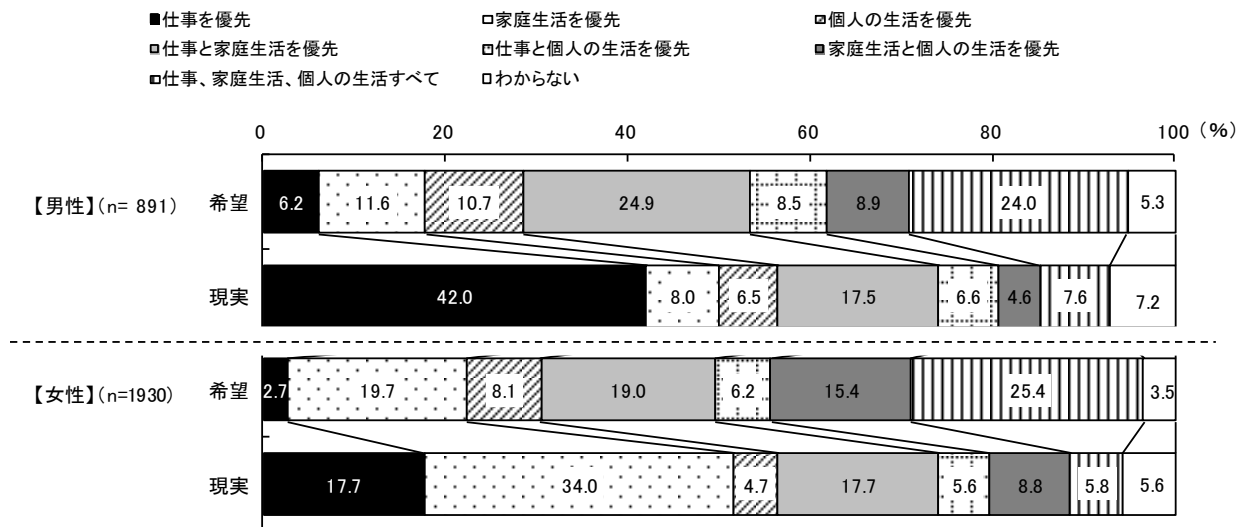
注 3：平成 19（2007）年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」としており、平成 20（2008）年から「常用労働者 30 人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

資料：厚生労働省「平成 30 年就労条件総合調査」

7. 仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）

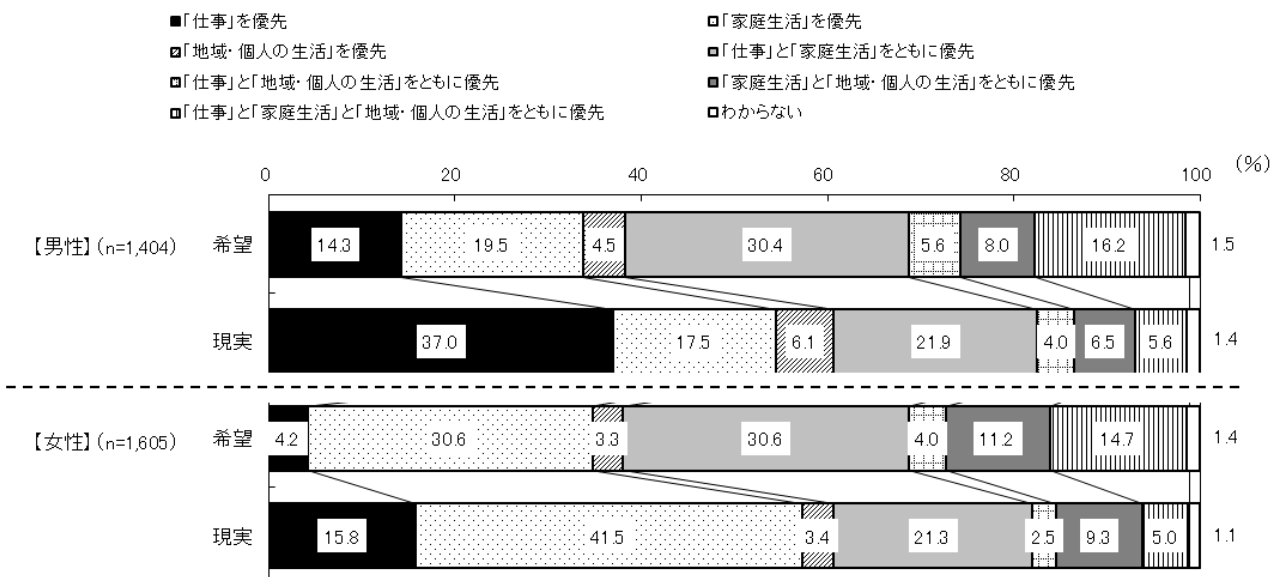
仕事、家庭生活、個人の生活の優先度について希望と現実を聞いたところ、都では、男性は希望では「仕事と家庭生活を優先」が高いものの、現実では「仕事を優先」が高く、女性は希望では「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」「仕事と家庭生活を優先」が高いものの、現実では「家庭生活を優先」が高い。全国では、男性は都と同様の傾向だが、女性は希望でも現実でも「家庭生活を優先」が最も高い。

図表Ⅱ－１－７ 仕事、家庭生活、個人の生活の優先度（希望と現実）（都・全国）
＜都＞



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」（平成 27 年）

＜全国＞



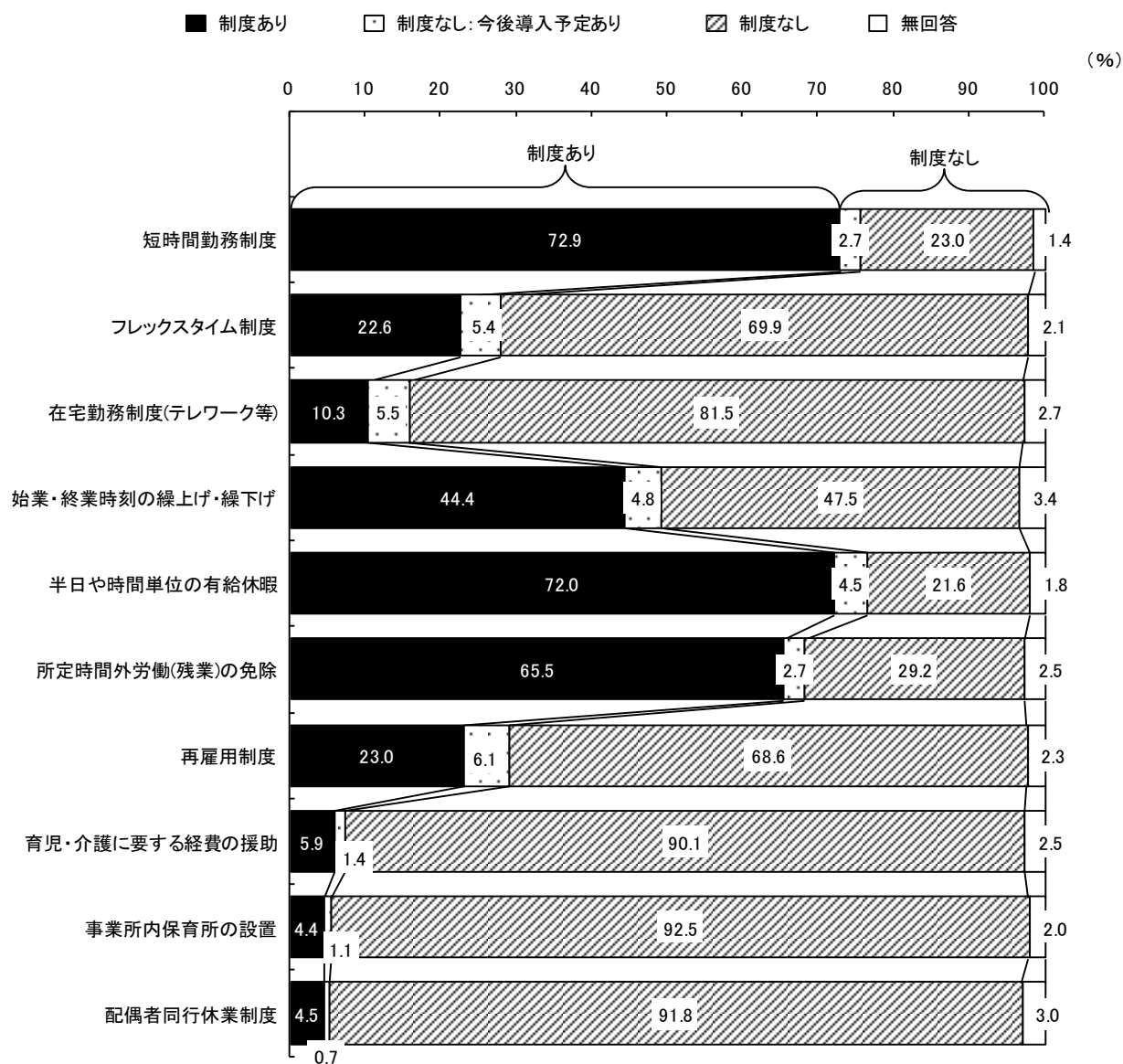
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 28 年）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

8. 生活（育児・介護等）と仕事の両立支援制度の導入状況

都内の事業所に生活と仕事の両立を支援する制度の有無についてたずねたところ、「制度あり」の割合の高いのは、「短時間勤務制度」72.9%、「半日や時間単位の有給休暇」72.0%、「所定外労働（残業）の免除」65.5%であった。

図表Ⅱ－１－８ 両立支援制度の有無（都）



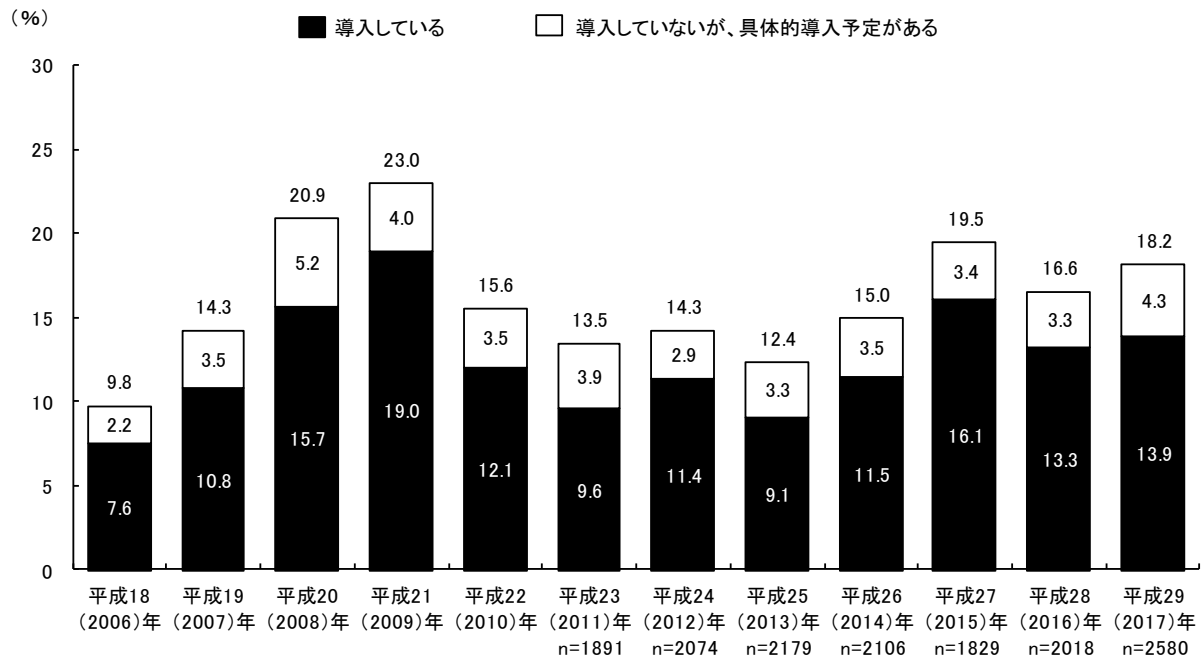
注：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

資料：東京都産業労働局「平成30年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

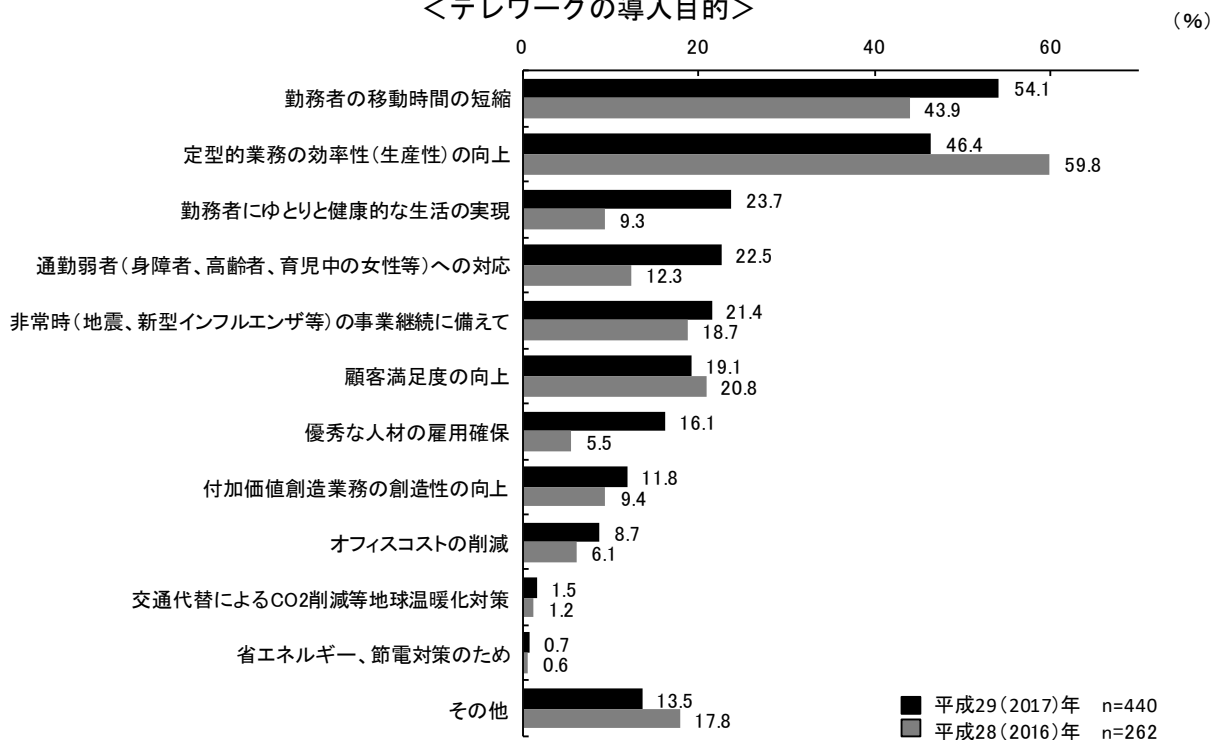
9. 企業におけるテレワークの導入状況

テレワークを導入している企業の割合は、平成 29（2017）年末時点で 13.9%である。導入の目的としては、「勤務者の移動時間の短縮」が 54.11%、「定型的業務の効率性（生産性）の向上」が 46.4%となっている。テレワーク導入企業の 80.6%は、効果があった（「非常に効果があった」「ある程度効果があった」の合計）と認識している。

図表Ⅱ－１－９ 企業におけるテレワークの導入状況（全国）
＜テレワークの導入状況＞

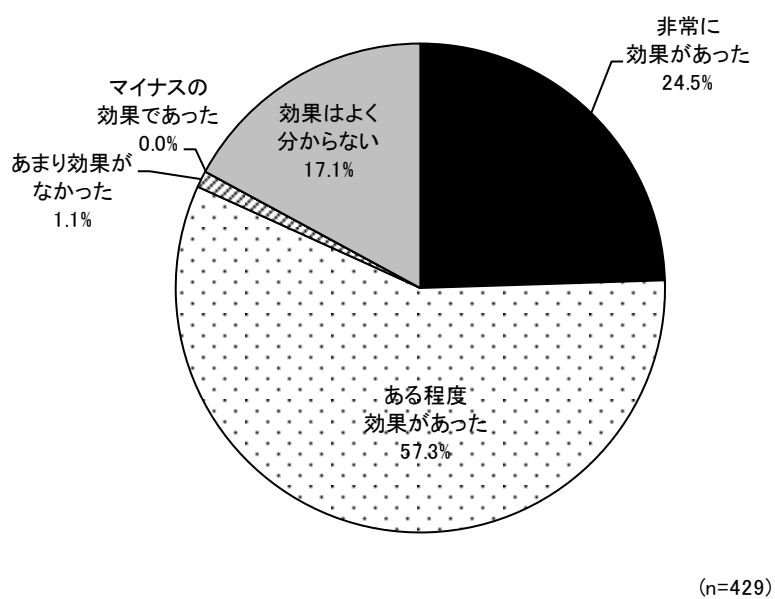


＜テレワークの導入目的＞



Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

＜テレワークの効果＞



注1：テレワークとは、会社建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも会社建物内で勤務しているような作業環境にある勤務形態のこと。具体的には、在宅勤務、モバイルワーク（営業活動などで外出中に携帯情報端末で作業する場合）、サテライトオフィス（会社のオフィス以外のオフィスで作業する場合）と呼ばれるもの

注2：調査対象は常用雇用者が100人以上の企業

注3：四捨五入のため合計は必ずしも一致しない

資料：総務省「平成29年通信利用動向調査」